



中国電信と中国聯通の最近の地域相互参入例

執筆

KDDI総研 主幹研究員 河村 公一郎

🕒 記事のポイント

1994年、国務院（＝内閣）は郵電管理体制を改革すべく、郵電部の部署である郵政総局と電信総局をそれぞれ単独会計の企業局とし政策部署と分けるよう要求した（政企分開（zhèngqǐ fēnkāi））。

これにより1995年、電信総局が電気通信事業を行なう独立採算の企業体として位置づけられ、中国郵電電信総局（略称：中国電信）が発足した。

1999年、競争促進のため、中国電信が固定、移動体、衛星、ページングの4事業に分割され、複数の政府系事業者ができ、固定通信専業の中国電信集团公司、携帯電話専業の中国移动通信集团公司等が誕生した。

しかし、中国電信の力は依然強く、2002年、南北分割が実施され、南部を地盤とする（新）中国電信と北部を地盤とする中国網絡通信が発足した。他方、競争導入促進の中、非郵電部系の政府系事業者、中国聯合通信、中国鉄道通信も生まれていた。

そして、2008年の今般の事業者再編で、有無線アクセス網を持ち全国を営業エリアとする3つの総合事業者（中国移动、中国聯通、中国電信）への集約が行なわれた。

サマリー

2002年の固定系事業者の南北2分割の段階で既に中国電信と中国網通の業務エリアは基本的に全国となり地域的相互参入が可能となったが、中国電信にモバイル事業が加わったことでより実質化した感がある。本稿では「通信基礎設備の共同建設共同享受に関する緊急通知（2008年235号）」に加え、地域的相互参入の最近の事例として、①中国聯通と上海市政府の戦略的協力協定、②中国電信と河南省政府の戦略的協力協定を紹介する。

中国と日本では政治社会体制は異なるが、中国の市場経済主義を導入により、経済やビジネスの動向は参考となる。中国は、科学的発展観に基づき、先端技術を自主開発あるいは進取し、自然環境の改善も含めて国造りを進めているが、今世紀に経済面でアジアの巨龍になりうるだけに、通信業界についても目の離せない国である。

世界ではこれまで一定期間、携帯電話が脚光を浴びてきたが、今後有線アクセス網（FTTx）も何らかの形で併せ持たない通信事業者は、市場の中核部分には残れない可能性はないだろうか？

人の生活は基本的に家（オフィス）と屋外に分かれ、前者は静止の大型超高解像ディスプレイが、後者はポータブルの小型高解像ディスプレイが馴染む世界であり、2種類の場が存在すると言える。

無線の宿命として周波数は軍などと分け合う有限資源であり、基地局のカタログス

ペックを同局が収容している顧客数で割った値が速度の平均的なキャップとなる。有線アクセス網は波長多重のほか今後出てくる高速化技術を用いれば、速度の面では柔軟に1顧客あたりの超高速化が可能になるだろう。

中国電信、中国聯通は無線アクセス網と有線アクセス網の両方を手にした。中国移動が手にした有線アクセス網は面的拡がりに至っていないが（=100%子会社の中国鉄通が鉄道近辺に敷設）、中国は、土地が広大で公有であること、高層のオフィスビルや集合住宅が多いこと、同社の財務状態が良いこと、「通信基礎設備の共同建設共同享受に関する緊急通知」が発効したことから、今後有線アクセス用ローカル局や基礎設備網を漸次効果的に確保していくのは多難ではないだろう。

管路、鉄塔等のパッシブインフラについては資源効率等の21世紀的要求に応え、上記緊急通知が施行され（⇒ 観念上、基礎的物的インフラの一種の切り離し中立化と言えよう）、全国を営業エリアとする総合事業者が鼎立した体制は、FMC等の推進に向けた競合体制の観点から日本に先行してはいないだろうか。

翻って日本に目を向けると、日本は節目の直中にあると感じられる。1868年の節目や1945年の節目は明瞭であるが、今次の節目は、世界最高速とも言える少子高齢化、2005年の人口減初経験、公的年金の将来不安、地方の空洞化、40%程度の食料自給率、温暖化ガス問題、800兆円を超える国の対内借金、政界潮流の変化など、大きな事柄が複合しており、戦後システムの改変期に入った感がある。節から新たな棹（さお）が伸び上がるため、日本は国際と同時にむしろ国内構造に目を向け、国家100年の計を実行していく時機にあるだろう。産業界もこれに漏れない。

日本の通信業界で最良の立ち位置にあるのは、政府事業を源流とし、管路資源（月・地球間の距離の約1.5倍の総延長）と、管路を集約する一等地のローカル局の数の多さが圧倒する、NTT持ち株会社に纏められたNTTグループである。一方で、有線アクセス網を持たない事業者が存在する。

管路やNTT柱などの拡充は、先の戦争で被災した電話網の修復完成に向けた費用の不足を補うための電信電話公債の引受け義務化（1951年）に負ったところが少なく、国民の協力があつた。電話加入権も今日では価値が低下し、一定期間を超えた際、利用者がNTTへの休止継続申し出を失念した場合、権利はなくなる。

「必要は発明の母」というが、公正競争は「原理」であり、これが働かなければ発展はない。競争は発展の母といっても差し支えないだろう。繰り返しとなるが、社会主義国の中国の方が、先ずは体制として先行し始めていないだろうか？

2010年はNTTグループの経営形態に対して、個別政策課題検討の継続性、公正競争、世界の動向、ユーザメリット等の観点から何らかの政治判断がなされる年と期待したいが、新政権には国家100年の良計を意識した大局からの結果を望む。このことが、中国を含む国際場裏での日本の競争力強化も引き出すであろう。

主な登場者 中国電信 聯合通信 中国移動

キーワード 地域相互参入

地 域 中国

1 はじめに

政府機関であった旧郵電部電信総局（当時の通称：中国電信）の流れを汲む現在の3大政府系事業者、①中国電信集团公司（以下「中国電信」）、②中国移动通信集团公司（以下「中国移动」）、③中国聯合網絡通信集团有限公司（以下「中国聯通」）は、旧中国電信の事業分割、南北地域分割を経て生まれた総合通信企業であり、3社は同根の部分が少なくない。

しかし、3社は携帯電話や長距離国際電話など中国全土で提供できるサービスが多く、政府系事業者とはいえもはや住み分けの時代ではない。

一方、国民経済的無駄の削減、環境保護などを目的に、鉄塔、電信柱、管路などの基礎的物的インフラ〔パッシブインフラ（passive infrastructure）〕の部分については「共建共享（Gòngjiàn Gòngxiǎng）」（共同建設共同享受）の規則ができた（後述）。政府は21世紀の同国の電気通信に競争と規律の両立を求めている。

本稿では、「基礎的物的インフラの共建共享の通知」「中国電信と聯合通信の最近の地域相互参入」を紹介するとともに、日本への示唆について考察してみた。

2 3大会社の現経営許可証の概要

2008年の事業者再編後の3大会社（Gōngsī：会社）の基礎電信業務経営許可証の概要を図表1、3、4に示す^{☞（脚注1）}。

3大政府系総合事業者のすべてが、携帯電話分野、固定系分野の両方において、アクセス市場をサービス対象としており、競争状況が「鼎立」した。鼎という単語をあえて用いたのは、伍しうる事業者3社がとりあえず生まれたという意味である。

中国は「三網融合（Sānwǎng Rónghé）」^{☞（脚注2）}という更に進んだ「総合」を標榜しているが、三社鼎立は競争原理を機能させつつこれを実現するのに役立つだろう。

■図表1 中国電信の基礎電信業務経営許可証（A1.A2-20090002）の概要

項目	内容
発行日	2009年1月6日
有効期日	2019年1月6日
業務エリア	全国。ただし、3.5GHz無線アクセス業務については、第二類基礎電信業務②1を参照。



^{☞（脚注1）} 3社は、増値電信業務経営許可証も併せ持つ。

^{☞（脚注2）} 通信網、放送網、インターネットのIPによる融合。

<p>第一類基礎 電信業務</p>	<p>①固定通信業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固定網ローカル電話業務（含：WLL業務） 2. 固定網国内長距離電話業務 3. 固定網国際電話業務 4. IP電話業務（Phone-Phone電話業務に限る） 5. 国際通信設備サービス業務 <p>②セルラー移動通信業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 800MHz CDMA第2世代デジタルセルラー移動通信業務 2. CDMA2000第3世代デジタルセルラー移動通信業務 <p>③第1類衛星通信業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 衛星移動通信業務 2. 衛星国際専用線業務 <p>④第1類データ通信業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットデータ伝送業務 2. 国際データ通信業務 3. 公衆電報、および顧客電報業務
<p>第二類基礎 電信業務</p>	<p>①第2類衛星通信業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 衛星トランスポンダーリース <p>②ネットワーク接続業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 無線アクセス業務（含：3.5GHz無線アクセス業務、26GHz無線アクセス業務；3.5GHz無線アクセス業務の営業エリアは、天津、南京、合肥、昆明、河北、山西、内モンゴ、遼寧、吉林、黒竜江、山東、河南、湖北、湖南、四川、貴州、甘肅、チベット） <p>③国内通信設備サービス業務</p>
<p>授権</p>	<p>審査の結果、主管庁の工業和信息化部（工業・情報化省）は、中国電信集団有限公司が株式をコントロールする子会社（注）に規定の基礎電信業務の経営を授権することを認可する。具体的には以下のとおり。</p> <p>☆中国電信股份有限公司に、全国範囲での800MHz CDMA第2世代セルラー移動通信業務およびCDMA2000第3世代セルラー移動通信業務の経営を授権。</p> <p>☆中国電信股份有限公司に、北京、上海、江蘇、浙江、安徽、福建、江西、湖北、湖南、広東、広西、海南、重慶、四川、貴州、雲南、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆等21省（自治区、直轄市）の範囲で、固定網ローカル電話サービス（含：WLL業務）、固定網国内長距離電話業務、固定網国際電話業務、IP電話業務（Phone-Phone電話業務に限る）、衛星国際専用線業務、インターネットデータ伝送業務、国際データ通信業務、公衆電報および顧客電報業務、26GHz無線アクセス業務、国内通信設備サービス業務の経営を授権。</p> <p>☆中国電信股份有限公司に、南京、合肥、湖北、湖南、海南、四川、貴州、甘肅において、3.5GHz無線アクセス業務の経営を授権。</p>

(表注) 具体的には、中国電信股份有限公司。

参考資料：工業和信息化部電信管理局

(<http://dgj.miit.gov.cn/n11293472/n11295276/n11297638/12165955.html>)

■ 図表2 中華人民共和国地図 (参考)



(図注) 北京、天津、上海、重慶は直轄市。中華人民共和国では台湾は省。香港、澳門 (マカオ) は特別行政区 (SAR)。

出典：2003-2004 中国まるごと百科事典

■ 図表3 中国聯合網絡通信集团有限公司の基礎電信業務經營許可証 (A1.A2-20090003) の概要

項目	内容
発行日	2009年1月6日
有効期日	2019年1月6日
業務エリア	当表の以下のとおり。
第一類基礎電信業務	①固定通信業務 1. 固定網ローカル電話業務 (含：WLL業務)：業務エリアは北京、天津、遼寧、河北、山東、河南、山西、吉林、内蒙古、黒龍江等10省 (自

	<p>治区、直轄市)；重慶市、四川省のみ固定網ローカル電話業務 (WLL業務を含まず) を経営。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 固定網国内長距離電話業務：業務エリアは全国 3. 固定網国内国際電話業務：業務エリアは全国 4. IP電話業務 (Phone-Phone電話業務に限定)：業務エリアは全国 5. 国際通信設備サービス業務：業務エリアは全国 <p>②セルラー移動通信業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 900/1800MHz GSM第2世代デジタルセルラー移動通信業務：業務エリアは全国。 2. WCDMA第3世代デジタルセルラー移動通信業務：業務エリアは全国。 <p>③第一類衛星通信業務</p> <p>衛星国際専用線業務：業務エリアは全国</p> <p>④第一類データ通信業務：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットデータ伝送業務：業務エリアは全国 2. 国際データ通信業務：業務エリアは全国 3. 公衆電報および顧客電報業務：業務エリアは北京、天津、遼寧、河北、山東、河南、山西、吉林、内モンゴ、黒竜江等10省 (自治区、直轄市)
<p>第二類基礎 電信業務</p>	<p>①ネットワークアクセス業務</p> <p>無線アクセス業務 (含：3.5GHz無線アクセス業務および26GHz無線アクセス業務。そのうち、3.5GHz無線アクセス業務の業務エリアは、北京、上海、天津、河北 (石家荘を含まず)、山西、内モンゴ、遼寧、吉林、ハルピン、合肥、南昌、山東 (済南、青島を含まず)、鄭州、湖南、広東、広西、海口、四川、貴州、雲南 (昆明を含まず)、陝西、西寧、寧夏、新疆；26GHz無線アクセス業務の業務エリアは全国)</p> <p>②国内通信設備サービス業務</p> <p>遼寧、河北、山東、河南、山西、吉林、内モンゴ、黒竜江等10省 (自治区、直轄市)</p>
<p>授権</p>	<p>主管庁の工業和信息部は、中国聯合網絡通信集団有限公司が株式をコントロールする子会社 (注) に規定の基礎電信業務を授権することを認可する。具体的には以下のとおり。</p> <p>☆中国聯合網絡通信有限公司に、北京、天津、遼寧、河北、山東、河南、山西、吉林、内モンゴ、黒竜江等10省 (自治区、直轄市) の範囲で、固定網ローカル電話業務 (含：WLL業務)、公衆電報および顧客電報業務、国内通信設備サービス業務の経営を授権。</p> <p>☆中国聯合網絡通信有限公司に、全国で、固定網国内長距離電話業務、固定網国際長距離電話業務、IP電話業務 (Phone-Phone電話業務に限定)、900/1800MHz GSM第2世代デジタルセルラー移動通信業務、WCDMA第3世代デジタルセルラー移動通信業務、インターネットデータ伝送業務、国際データ通信業務、26GHz無線アクセス業務の経営を授権。</p>

中国電信と聯合通信の
最近の地域相互参入例

	<p>☆中国聯合網絡通信有限公司に、北京、天津、河北（石家庄を含まず）、山西、内モンゴ、遼寧、吉林、ハルピン、合肥、南晶、山東（済南、青島を含まず）、鄭州、湖南、広東、広西、海口、四川、貴州、雲南（昆明を含まず）、陝西、西寧、新疆等において、3.5GHz無線アクセス業務を授権。</p>
--	---

(表注) 具体的には、中国聯合網絡通信有限公司。

参考資料：工業和信息化部電信管理局

(<http://dqi.miit.gov.cn/n11293472/n11295276/n11297638/12165955.html>)

■図表4 中国移动通信集团公司の基礎電信業務經營許可証（A1.A2-20090001）の概要

項目	内容
発行日	2009年1月6日
有効期日	2019年1月6日
業務エリア	全国。ただし、3.5GHz無線アクセス業務については、第二類基礎電信業務①2を参照。
第一類基礎電信業務	<p>①固定通信業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固定網ローカル電話業務 2. 固定網国内長距離電話業務 3. 固定網国際電話業務 4. IP電話業務（Phone-Phone電話業務に限る） 5. 国際通信設備サービス業務 <p>②セルラー移動通信業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 900/1800MHz GSM第2世代デジタルセルラー移動通信業務 2. TD-SCDMA第3世代デジタルセルラー移動通信業務 <p>③第1類衛星通信業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 衛星移動通信業務 <p>④第1類データ通信業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットデータ伝送業務 2. 国際データ通信業務 3. 公衆電報、および顧客電報業務
第二類基礎電信業務	<p>①ネットワークアクセス業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 無線アクセス業務（含：3.5GHz無線アクセス業務および26GHz無線アクセス業務）。 2. そのうち、3.5GHz無線アクセス業務の業務エリアは、北京、上海、重慶、河北、山西（太原を含まず）、内モンゴ、遼寧（瀋陽、大連を含まず）、吉林（長春を含まず）、黒竜江（ハルピンを含まず）、江蘇、浙江、安徽（合肥を含まず）、福建（福州を含まず）、江西（南昌を含まず）、山東、河南、湖北、広東（広州を含まず）、広西（南寧を含まず）、海南（海口を含まず）、雲南（昆明を含まず）、甘肅、青海、チベット、陝西（西安

	を含まず)、寧夏、新疆等。) ②国内通信設備サービス業務
授権等	<p>主管庁の工業和信息化部は、中国移动通信集団公司在各省（自治区、直轄市）に設立した中国移动通信集団北京など31個の分公司（注）を通じて、当地の行政区域内でTD-SCDMA第3世代デジタルセルラー移動通信業務を經營することに同意する。審査の結果、中国移动通信集団公司在株式をコントロールする子会社（注）に規定の基礎電信業務を授権することを認可する。具体的には以下のとおり。</p> <p>☆各省（自治区、直轄市）に設立した中国移动通信集団北京など31の有限公司に、それぞれ当地の行政区域での900/1800MHz GSM第2世代デジタルセルラー移動通信業務、衛星国際専用線業務、インターネットデータ伝送業務、国際データ通信業務、国内通信設備サービス業務の經營を授権。</p> <p>☆中国移动通信集団公司是、各省（自治区、直轄市）に設立した中国移动通信集団北京など31の分公司を通じて、当地の行政区域においてTD-SCDMAを利用して展開するネットワークアクセス業務を經營。TD-SCDMAと無関係の他のネットワークアクセス業務（含：3.5GHzおよび26GHz無線接続業務等）については、中国鉄道集団有限公司に相応の地域における經營を授権。</p> <p>☆中国鉄道集団有限公司に全国における固定ローカル電話業務、固定国内長距離電話業務、固定国際電話業務、IP電話業務（Phone-Phoneの電話業務に限定）、公衆電報および顧客電報業務を授権。</p>

（表注）中国移动通信有限公司（在：北京市西城区）、中国鉄道集団有限公司（在：北京市西城区）、中国移动通信集団北京有限公司（在：北京市東城区）、中国移动通信集団天津有限公司、中国移动通信集団上海有限公司、中国移动通信集団重慶有限公司、中国移动通信集団河北有限公司、中国移动通信集団山西有限公司、中国移动通信集団内蒙古有限公司、中国移动通信集団遼寧有限公司、中国移动通信集団吉林有限公司、中国移动通信集団黒竜江有限公司、中国移动通信集団江蘇有限公司、中国移动通信集団浙江有限公司、中国移动通信集団安徽有限公司、中国移动通信集団福建有限公司、中国移动通信集団広西有限公司、中国移动通信集団山東有限公司、中国移动通信集団河南有限公司、中国移动通信集団湖北有限公司、中国移动通信集団湖南有限公司、中国移动通信集団広東有限公司、中国移动通信集団広西有限公司、中国移动通信集団海南有限公司、中国移动通信集団四川有限公司、中国移动通信集団雲南有限公司、中国移动通信集団貴州有限公司、中国移动通信集団チベット有限公司、中国移动通信集団陝西有限公司、中国移动通信集団甘肅有限公司、中国移动通信集団青海有限公司、中国移动通信集団寧夏有限公司、中国移动通信集団新疆有限公司

参考資料：工業和信息化部電信管理局

(<http://dqj.miit.gov.cn/n11293472/n11295276/n11297638/12165955.html>)

2 パッシブインフラ共同建設共同享受の通知

管路、電信柱等のパッシブインフラへの設備ベースでの競争導入は、材料、価格、自然災害に対する頑強度、最適ルート決定などで競争が生まれることが考えられ、無意味ではないだろう。反面、通信専用の管路や電信柱が複数並行してある状況は、社会全体の厚生経済上、資源の無駄とも思われる。

全ての土地が公有である中国は、政府系事業者による「パッシブインフラ共同建設共同享受」を選んだ（＝そこに載るアクティブインフラやサービスで競争）。図表5に「工業和信息化部、および国務院資産監督管理委員会（以下「国務院国資委」）による、通信基礎設備の共同建設共同享受に関する緊急通知」を示す。

■図表5 工業和信息化部、および国務院資産監督管理委員会（以下「国務院国資委」）による、通信基礎設備の共同建設共同享受に関する緊急通知（2008年235号）〔試訳〕

項目	内容
通知元（日）	工業和信息化部、国務院国資委（2008年9月28日）
通知先	各省、自治区、直轄市の通信管理局 中国電信、中国移动、中国联通の計画準備チーム
前文	科学的發展観、および資源節約型、環境保護型社会を建設するという要求に深く関与し、これを貫徹実行し、土地・エネルギー・原材料の消費を節約し、自然環境と景観を保護し、電気通信設備の重複建設を減らし、通信基礎設備の利用率を高めるため、現在行なわれている事業者再編（注1）及び間もなく開始される新たな通信ネットワーク建設の実状に焦点を合わせ、工業和信息化部、国務院国資委は通信基礎設備の共同建設共同享受を強力に促進することを決定する。ここに関連事項を以下のとおり通知する：
条文	一 <p>【原則と目標】</p> <p>通信基礎設備の共同建設共同享受の促進、これを今後しばらくの期間、電気通信事業の改革及び発展のための重点的一項目とする。各レベルの基礎通信事業者、通信監督機関と関連部門は本項目を極めて重視し、想いを統一し、認識を高め、「責任者負責制」を実行し、利用できる一切のリソースを動員し、全力で関連するタスクを推進しなければならない。「事業者は自律・政府は監督」「重点の明確化・部分的成功の全体化」「安全信頼性・合理的負担」「利益の出る競争・発展の推進」の原則に照らし、業界全体の共同努力を通じて次の目標を実現する：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ場所に新たに鉄塔および電信柱を建設することを杜絶する； ・ 鉄塔ならび電信柱の共同新設の実現； ・ その他の通信基礎設備の共同建設共同享受の割合を、年を追う毎に高める。
	二 <p>【指導組織】</p> <p>工業和信息化部、国務院国資委の指導及び各基礎通信事業者（再編後の中国電信、中国移动と中国联通）の主要責任者が参加する「全国通信基礎設備共同建設共同享受指導チーム」（以下、指導チーム）が、責任をもって全国通信基礎設備</p>

	<p>共同建設共同享受のタスクを指導し協調させ、関連重大事項を決定する。指導チームは下に事務局を設け、工業和信息化部、國務院国資委の関連部局と基礎通信事業者の関連部門がこれに参加し、指導チーム事務局は、全国に関連する政策と指導基準の立案、関係する具体事項を協調させることに責任を負う。</p> <p>各省（自治区、直轄市）の通信管理局は、省レベルの共同建設共同享受協調機関（以下、省協調機関）を組織・設立し、電気通信事業者の省（自治区、直轄市）レベルの会社（注2）に参加を求めることが可能である。また、当地の政府関連管理部門の参加を招請することも可能である。省協調機関は省内の共同建設共同享受に関する関連事項を提出し、協調し、省内関連次項を決定することに責任を持つ。</p>
<p>三</p>	<p>【具体的な要求】</p> <p>(1) 既存の鉄塔と電信柱は必ず共同享受： 既存の鉄塔と電信柱は必ず開放し共同享受する。共同享受の条件を具備していないものは、技術改造や拡大建築などの手段を施し、共同享受を推し進める。既存の鉄塔と電信柱の所有側は、共同享受申請を受け付けた後、10営業日以内に回答しなければならない。不可の場合は具体的原因を説明しなければならない。また、すでに鉄塔のある同地点に新たに鉄塔を建設することを禁じる。すでに電信柱のある同じ道に新たに電信柱を建設することを禁じる。確たる原因、特殊な原因によって、同地点、同じ道に新設しなければならない場合は、省協調機関の同意を経る必要がある。</p> <p>(2) 新たに建設する鉄塔と電信柱は必ず共同建設： 新たに鉄塔と電信柱を建設する意向がある基礎通信事業者は、必ず他の基礎通信事業者に告知しなければならない。他の基礎通信事業者は、既存の共同享受設備を提供可能か共同建設を展開する希求を、つまり、共同享受か共同建設かを、10営業日以内に提出する。他の基礎通信事業者が共同建設の要望を提出しない場合、3年の間は同地点、同じ道での通信基礎設備新設はできない。</p> <p>(3) その他の基地局設備、伝送路の新設によって条件が具備される場合は、要共同建設共同享受： その他の基地局設備（含：基地局の鉄塔等の支持設備、屋上、機器室、室内分布系統、基地局専用伝送路、電源等その他のセット設備、以下同様）、および伝送路（含：管路、電信柱、光ケーブル、以下同様）の新設によって条件が具備される場合、共同建設しなければならない。既存の基地局設備と伝送路が条件を具備している場合、他の基礎通信事業者に対して共同享受を開放しなければならない。</p> <p>(4) 第三者設備をレンタルする場合、排他的契約の締結は禁止： 基礎通信事業者は第三者の基地局の土地、機器室などの各種施設をレンタルするに際し、排他的契約を結び、以って、他の基礎通信事業者の参入を阻止することはできない。すでに契約を結んでいる場合は直ちに修正する。</p>
<p>四</p>	<p>【審査メカニズム】</p>

(1) 処罰

以下の行為が明らかになった場合、工業和信息化部、国務院国資委、または授權省（自治区、直轄市）の通信管理局は、厳粛な処理を行なう。程度の軽重によって、上級機関に関係責任者処分の建議が可能である。このために免職させられた人員は、3年間は任用不可とする。

- 省協調機関の同意を経ずして、同地点に鉄塔を新設、もしくは、同じ道に電信柱を新設；
- 既存の鉄塔、電信柱が具体的条件を具備しているにも拘らず、共同享受のための開放を拒否；
- 共同建設すべきにも拘らず、勝手に自社のみで鉄塔、電信柱を建設；
- 第三者設備のレンタルにおいて、排他的協定を締結；
- 虚偽情報の報告

(2) 監査

基礎通信事業者が新設した基地局設備、伝送路の共同建設状況、および既存の基地局設備、伝送路の共同享受状況に対して、監督査察が行われる。国務院国資委は徐々に監査目標を作り、目標の完成状況をチェックし、成績監査体系を導入する。基礎通信事業者のグループもまた、共同建設共同享受監査結果を企業業績監査体系に入れなければならない。共同建設共同享受政策の推進状況を、企業及び主要責任者の利益に直接反映連結させる。

指導チームは各省（自治区、直轄市）の会社の共同建設共同享受の状況について、定期的に一般社会に情報公開する。成果が顕著な所は表彰し、共同建設共同享受を阻害している所は情報を公開し、関連状況を国務院および関連部門に通告する。

各基礎通信事業者のグループと各省（自治区、直轄市）の通信管理局は、定期的に共同建設共同享受の実施状況を指導チーム事務局に報告する。各省（自治区、直轄市）の通信管理局は、添付物（注3）の要求に基づき定期的にデータを報告しなければならない。各省（自治区、直轄市）の企業は、当地の通信管理局の要求に応じ関連情報を提供しなければならない。

五 【保障措置】

- (1) 断固たる実施を徹底； 各省（自治区、直轄市）の通信管理局は当地の現状に基づき、関連要求事項を更に細部化する。各基礎通信事業者グループは直ちに本意見を内部配布し、貫徹のための具体的要求事項を提出する。特に監査方法を明確にし、「責任者責任制」を徹底する。事業者グループ間では共同で協力枠組み協定に署名し、共同建設共同享受に関係する建設、維持、価格、安全などの面の原則を明確にしなければならない。省（自治区、直轄市）の地域会社の間でも、さらに関連する具体的な協力協定に署名することを要す。
- (2) 紛争解決体制の確立； 共同建設共同享受の実施中に発生する争議に

	<p>おいては、企業間は次の方式を採用して解決できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議を第三者機関に委託し、評価もしくは仲裁を進める。 ・省協調機関に和解あるいは裁定を申請する。 ・省協調機関が裁定困難な場合は、指導チームに裁定を委ねる。 <p>(3) 価格確定原則； 共同建設共同享受費用についての企業間の協議および関連機関の協調、裁定は、主に以下の原則に基づく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借用価格は原価をベースに一定の利益を付け加える。 ・共同建設費用は原価に照らして分担する。 ・政府指導価格等の関連規定がすでにある場合は、その規定に従う。 <p>(4) 建設保守協定； 企業間で協定を結ぶことによって分業部分と責任を明確にしなければならない。具体的な建設、保守については、先に提出した方が主導する、需要が最大の者が主導する、責任範囲を分担する、第三者に委託する等、多様な方式を採用できる。</p> <p>(5) 基礎データベースの構築； 各省（自治区、直轄市）の通信管理局は通信基礎設備リソースのデータベースを徐々に構築し、これを基礎通信事業者に公開する。これには企業間の共同建設共同享受の展開を利し、同時にまた、企業に対し以前の報告データを検証させる。</p> <p>(6) その他の奨励政策； 工業和信息化部、国務院国資委は、関連部門及び地方政府と連携し、徐々にその他の通信基礎設備の共同建設共同享受に関する事項を打ち立て、完了し、奨励する。また、その他の公共基礎施設に共同建設共同享受の関連政策措置を施す。</p>
<p>六</p>	<p>(1) 本通知は2008年10月1日から施行。</p> <p>(2) 参考標準：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本通知でいう鉄塔は一般に10メートル以上のものを指す（含：鉄塔の付属機器室、伝送設備、電力引き込み設備）。ただしマストは除く。 ・同地点での新設鉄塔とは住民密集区では既有鉄塔から500メートルの直線距離の範囲内にある場合を指し、非住民密集区では同3キロの直線距離の範囲内の場合を指す。 ・新たに建設する電信柱の道路とは、住民密集区では既有電信柱と同一の道路を指し、非住民密集区では新設電信柱から見て既有電信柱から500メートルの範囲内の道路を指す。 ・各省協調機関は、基地局カバー範囲、都市村落の状況、地理環境等に応じて、調整することができる。 <p>本通知の要求事項は、国境内（除：香港、マカオ、台湾）の関連する通信基礎設備の共同建設共同享受に適用する。</p>
<p>後文</p>	<p>通信基礎設備の共同建設共同享受は、通信事業が科学的發展觀を貫徹実行し、両型社会（Liǎngxíng Shèhuì）（注4）を建設し、社会的責任を具現するものである。各部門は全力で各タスク項目を推進することを要し、実効をあげなければならない。中国の特色ある通信の改革と發展の道を実践するため、貢献すべし。</p>
<p>添付物</p>	<p>共同建設共同享受状況報告表</p>

- (表注1) 中国移动、中国電信、中国聯通という3総合事業者への集約
- (表注2) 中国電信などが省ごとに持つ子会社を指す。
- (表注3) 共同建設共同享受状況報告表 (⇒図表6)
- (表注4) 全国規模の資源節約型、および環境保護型社会

出典：北大法律信息网の情報

(<http://vip.chinalawinfo.com/newlaw2002/slc/slc.asp?db=chl&qid=109070>) をもと
にKDDI総研で試訳)

■ 図表6 共同建設共同享受状況報告表

共同建設共同享受状況報告表

報告企業:XXX(会社)		XXXX年X月5/10日 共建共有報告表(押印)				送付日:XXXX年XX月XX日			
	新設の鉄塔	うち共同建設鉄塔	新設の電信柱路	うち共同建設電信柱路	既存の鉄塔	既存の鉄塔のうち共同享受	既存の電信柱路	既存の電信柱路のうち共同享受	
単位	個	個	ファイバークロ	ファイバークロ	個	個	ファイバークロ	ファイバークロ	
企業1									
企業2									
企業3									
	新設基地局	うち共同建設基地局	新設伝送路	うち共同建設の伝送路	既存の基地局	既存の基地局のうち共同享受	既存の伝送路	既存の伝送路のうち共同享受	
企業数	個	個	ファイバークロ	ファイバークロ	個	個	ファイバークロ	ファイバークロ	
企業1									
企業2									
企業3									

記入者氏名: XXX

連絡電話番号:XXXXXXXX

責任者:XXX

記入説明:

1. 2008年10月25日から、毎月10日及び25日(祝日に当たる場合はその翌日)、省通信管理局は工業・情報化省へその省の企業の共同建設共同享受状況を報告する。
2. 基地局の部分的もしくは全体的共同建設共同享受を、当該基地局の共同建設共同享受とみなす。
3. 伝送路とは、管路、電信柱路、光ケーブルを含む。ただし管路、電信柱路、光ケーブルは重複計算してはならない。
4. 新設設備には2008年10月1日から報告日前日までの新規建設設備が含まれる。計画済み、未着工の設備も含まれる。
5. うち共同建設設備とは、新設設備の中で既に他の基礎電信事業者と共同建設もしくは共同享受の契約を結んだ設備を指す。
6. 既存の設備とは、報告日前日までにすでにネットワーク上で利用されているか、すでに固定資産として登録された設備を指す。
7. 共同享受設備とは、既存の設備のなかで既に他の基礎通信事業者と共同享受の契約を結んだ設備を指す。

出典：山西省通信建設信息网 (www.sxtxjs.com/download/news_081208_01fj.doc)

3 中国電信と中国聯通の最近の地域相互参入例

現在、各社は制度上基本的には全国が営業エリアなので、本来地域相互参入という言葉自体意味はないが、中国聯通と中国電信について言えば南北に分割された直後の各「地盤」への互いの参入との意味で、地域相互参入という言葉を使う。

これには複数の例があり、両社ともに有無線総合事業者となったことで加速されているように思われる。最近の例を一件ずつ紹介する。

3-1 中国聯通と上海市政府が戦略的協力枠組み協定に調印

2009年7月6日、上海市副市長の艾宝俊 (Ài Bǎojùn) 氏と中国聯通董事長の常小兵 (Cháng Xiǎobīng) 氏が戦略的協力枠組み協定に調印した。また、上海市長の韓正 (Hán Zhèng) 氏と常小兵氏が共同で国際関門局「中国聯通国際通信樞紐中心上海局」^{☞ (脚注1)} のテープカットを行なった。

上海市政府は、中国聯通が国内の核となってサービスを企画する力を増大し、戦略成就を加速し、上海での業務を発展させることを支持した。一方、中国聯通は上海を主要な戦略的協力地区、事業発展の重点支持地区とした。

双方は、2009～2011年の間に、①建設投資力の度合いを増し、経済発展を促す、②就業を促進し、民生改善に努める、③精彩な万博実現に努め、通信の保障を首尾よく行なう、④「両化融合 (Liǎnghuà Rónghé)」^{☞ (脚注2)} を実現し、産業レベルを上げる、⑤通信サービスの能力と品質を高める、の5方面での協力を合意した。

また協定によれば、中国聯通は3年間 (2009～2011年) で上海市に200億元 (2458億円) を投じる。中国聯通は同市への設備投資を増やし、ICTサービス能力を向上し、経済成長を促し、上海をアジア太平洋の重要な情報通信ハブとする計画である。また、2010年の万博関連では8億元 (98億円) を投じ、通信の保障、高品質なWCDMA網の建設、国内外のローミング需要への完全な対応を行なう計画である。就業を促進し、メーカー・工事建設事業者・アウトソーシング事業者・業務代理事業者等の各産業チェーンの発展の力を借り、約10,000の就業機会を間接的に増やす。

同時に、中国聯通は全力でブロードバンドの高速化戦略を推進し、全市においてビルへの光ファイバーのつなぎ込みを推進し (部分的には住戸にもつなぎ込む)、広帯域アクセスで比較優位に立つ意向である。携帯電話のカード化、携帯電話での支払い、携帯銀行、携帯でのレストラン予約・住居賃借予約、携帯ナビなどの先進的



^{☞ (脚注1)} 中国聯通の三大国際関門の1つで、TPE、C2C、APCN2、SMW3、EAC、日米ケーブル、中米ケーブル、FLAG等の容量を収容。

^{☞ (脚注2)} 「工業化とICT化の融合」を意味する。

なICTサービスを提供する。携帯のフィルタリングサービス等で上海を安全都市とする一助とし、インテリジェントな公共交通システム、デジタルオフィス地区の建設を推進する。

中国電信にとっては、地盤の心臓部に中国聯通が入ってくるというところであろうが、ダイナミックな動きと感じられる。

3-2 中国電信と河南省政府が戦略的協力枠組み協定に調印

2009年5月15日、河南省副省長の史濟春（Shǐ Jìchūn）氏と中国電信副総經理の吳安迪（Wú Āndí）氏が戦略的協力枠組み協定に調印した。

協定によれば、中国電信は5年に渡って河南省に200億元（2458億円）を投じ、同省の情報化ネットワークの建設、ネットワークのインテリジェント化を加速、ネットワーク構成の向上、ネットワークの性能と技術レベルの向上、総合的基礎的情報プラットフォーム発展の推進を行なう。

このほか、中国電信は内蒙古自治区（投資額：50億元）などとも類似の協定に調印している [\(出典\)](#)。

■図7 中国電信と河南省政府の調印式の様子



(図注) 左：河南省の史氏、右：中国電信の吳氏

出典：新華網

(http://www.xinhuanet.com/chinanews/2009-05/16/content_16541625.htm)



[\(出典\) 網易科技 \(http://tech.163.com/09/0518/10/59JDHR68000915BE.html\)](http://tech.163.com/09/0518/10/59JDHR68000915BE.html)

 執筆者コメント

中国と日本では政治社会体制は異なるが、中国の市場経済主義を導入により、経済やビジネスの動向は参考になる。中国は、科学的発展観に基づき、先端技術を自主開発あるいは進取し、自然環境の改善も含めて国造りを進めているが、今世紀に経済面でアジアの巨龍になりうるだけに、通信業界についても目の離せない国である。

世界ではこれまで一定期間、携帯電話が脚光を浴びてきたが、今後有線アクセス網（FTTx）も何らかの形で併せ持たない通信事業者は市場の中核部分には残れない可能性はないだろうか。

人の生活は基本的に家（オフィス）と屋外に分かれ、前者は静止の大型超高解像ディスプレイが、後者はポータブルの小型高解像ディスプレイが馴染む世界であり、2種類の場が存在すると言える。

無線の宿命として周波数は軍などと分け合う有限資源であり、基地局のカタログスペックを同局が収容している顧客数で割った値が速度の平均的なキャップとなる。有線アクセス網は波長多重のほか今後出てくる高速化技術を用いれば、速度の面では柔軟に1顧客あたりの超高速化が可能になるだろう。

中国電信、中国聯通は無線アクセス網と有線アクセス網の両方を手にした。中国移动が手にした有線アクセス網は面的拡がりに至っていないが（100%子会社の中国鉄通が鉄道近辺に敷設）、中国は、土地が広大で公有であること、高層のオフィスビルや集合住宅が多いこと、同社の財務状態が良いこと、「通信基礎設備の共同建設共同享受に関する緊急通知（2008年235号）」が発効したことから、今後有線アクセス用ローカル局や基礎設備網を漸次効果的に確保していくのは多難ではないだろう。

旧中国電信（固定系事業者）が2002年に南北に2分割^①された後、営業可能エリアは逆に基本的に全国化された。これを端緒として、本文3項に記述の中国聯通（固定系の旧地盤は北方）と南方上海市の契約締結等も可能となったわけである。

中国では有無線アクセス網を併せ持つ総合事業者が2008年に鼎立し^②、全国競争がさらに実質化、本格化することになった。また、管路、鉄塔等のパッシブインフラについては資源の効率利用等の21世紀的要求に応え、「共建共享（gòngjiàn gòngxiǎng）」に関わる通知を施行した（⇒ 観念上、電気信号の伝送と直接関係ない基礎的物的インフラの一種の切り離し中立化と言えよう）。中国は、FMC等の推進に向けた競合体制の観点から日本に先行してはいないだろうか。



^①（脚注1） KDDI総研R&A2003年1月号（<http://www.kddi-ri.jp/pdf/KDDI-RA-200301.pdf>）の46頁以降参照。

^②（脚注2） KDDI総研R&A2008年7月号（<http://www.kddi-ri.jp/pdf/KDDI-RA-200807-01-PRT.pdf>）参照。

ちなみに、3大事業者名には冒頭に「中国」が共通で付くが、国名なのでブランド感は薄い。むしろ、それに続く「電信 (diànxìn)」「聯通 (liántōng)」「移動 (yídòng)」という、音と声調の異なる響きにブランドを感じる。

3社は政府を共通の直接の最大株主としており、この点、兄弟会社とさえいえるが、市場経済において競争は「原理」であり、異なるブランドのもとで有線、無線の全国競争を展開していると言える[㊦]（脚注）。

翻って日本に目を向けると、日本は節目の直中にあると感じられる。1868年の節目や1945年の節目は明瞭であるが、今次の節目は、世界最高速とも言える少子高齢化、2005年の人口減初経験、公的年金の将来不安、地方の空洞化、40%程度の食料自給率、温暖化ガス問題、800兆円を超える国の対内借金、政界潮流の変化など、大きな事柄が複合しており、戦後システムの改変期に入った感がある。節から新たな棹（さお）が伸び上がるため、日本は国際と同時にむしろ国内構造に目を向け、国家100年の計を実行していく時機にあるだろう。産業界もこれに漏れない。

日本の通信業界で最良の立ち位置にあるのは、政府事業を源流とし、管路資源（月・地球間の距離の約1.5倍の総延長）と、管路を集約する一等地のローカル局の数の多さが圧倒する、NTT持ち株会社に纏められたNTTグループである。一方で、有線アクセス網を持たない事業者が存在する。

管路やNTT柱などの拡充は、先の戦争で被災した電話網の修復完成に向けた費用の不足を補うための電信電話公債の引受け義務化（1951年）に負ったところが少なくなく、国民の協力があつた。電話加入権も今日では価値が低下し、一定期間を超えた際、利用者がNTTへの休止継続申し出を失念した場合、権利はなくなる。

「必要は発明の母」というが、公正競争は「原理」であり、これが働かなければ発展はない。競争は発展の母といっても差し支えないだろう。繰り返しとなるが、社会主義国の中国の方が、先ずは体制として先行し始めていないだろうか？

2010年は個別課題検討の継続性、公正競争、世界の動向、ユーザメリット等の観点から、NTTグループの経営形態に対して何らかの判断がなされる年と期待したいが、新政権には国家100年の良計を意識した大局からの結果を望む。このことが、中国を含む国際場裏での日本の競争力強化も引き出すであろう。

📖 出典・参考文献

- ・ KDDIのホームページ
- ・ NTT技術ジャーナル（2006.3）
- ・ 中国事業者のプレスリリース



[㊦]（脚注） 中国移動トップの王建国（Wáng Jiànguó）氏の前職は中国聯通のトップであり、各社が直接の政府系事業者であるだけにダイナミックな人事が平然と行なわれる。

【執筆者プロフィール】

氏 名：河村 公一郎（かわむら こういちろう）

所 属：主幹研究員

専 門：アジアやロシアの通信市場・業界に関する調査研究

主な研究テーマ/レポート：

インドの電気通信業界概況

中国の携帯電話メーカー、通信機器メーカーについての調査研究

東南アジアの通信事業環境調査

ロシアの通信市場概観

Email : ko-kawamura@kddi.com